

感染症について

社会福祉法人 さわらび福祉会

当園では、お子さんが感染症にかかった場合本人の健康回復と他のお子さんへの感染予防のため、登園を遠慮していただいています。乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の流行や集団感染を防ぐことはもちろん、子どもたち一人ひとりが快適に生活できるよう、医師の診察を受けたうえで、医師の意見書、または登園届の提出をお願いいたします。意見書・登園届は園に用意してあります。

意見書につきましては病院発行の書式でも構いません。(登園許可証等)

医師が記入した「意見書」が必要な感染症一覧

病名	登園のめやす ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
①麻しん(はしか)	解熱後3日を経過してから
②風しん	発疹が消失してから
③水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化してから
④流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となってから
⑤結核	医師により感染の恐れがないと認められてから
⑥咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過してから
⑦流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
⑧百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
⑨腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
⑩急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めてから
⑪髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めてから

保護者が記入した「登園届」が必要な感染症一覧

病名	登園のめやす
⑫溶連菌感染症	適性な抗菌薬治療開始後、24時間が経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復していること。
⑬インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
⑭新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること(無症状の感染者は検体採取日を0日目として、5日を経過すること)
⑮マイコプラズマ肺炎	解熱し、激しい咳が治まり、全身状態が良いこと
⑯手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること。(解熱後1日以上経過していること)
⑰伝染性紅斑(りんご病)	全身状態の良いこと
⑱ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等感染性胃腸炎)	嘔吐、下痢症状が24時間無く、普段の食事が摂れること。
⑲ヘルパンギーナ	全身状態が良く普段の食事が摂れること。(解熱後1日以上経過していること)
⑳RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
㉑带状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから。
㉒突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
㉓伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること。
㉔伝染性軟属腫(水いぼ)	医師が登園しても差し支えないと判断した時
㉕アタマジラミ	駆除を開始していること

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より